

「うらそえ健康づくり協力店」登録制度実施要綱

令和5年8月3日 健康づくり課課長決裁

改正 令和7年11月4日

(目的)

第1条 生活習慣病の増加やそれに伴う社会保障費の増加等が大きな課題となっており、個人の行動や健康状態の改善だけでなく、社会環境の整備や質の向上が重要である。そこで、食を通じた健康づくりとして食環境整備を推進し、自然に健康になれる環境や誰もが健康情報へアクセスできる基盤整備のための取り組みを行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、浦添市健康づくり課（以下「市」という。）とする。

(対象)

第3条 浦添市内で営業している弁当・惣菜販売店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、事業所給食施設等を対象とする。

(実施内容)

第4条 「うらそえ健康づくり協力店」（以下「協力店」という。）とは、第3条に挙げた施設のうち、当該各号に規定する取組を実施するものとする。

(1) ヘルシーメニューの提供

次のいずれか1つ以上の項目を満たす健康メニューを提供していることを利用者に明示し、該当する項目の基準となる栄養価や量の表示を行う。

(表1) ヘルシーメニューの基準

項目	1食分あたりの基準
①エネルギーひかえめ	エネルギー650kcal/食程度
②塩分ひかえめ	食塩相当量2.5g/食程度
③野菜たっぷり	野菜120g以上（加熱後90g以上）
④バランスメニュー	①～③を概ね満たし、主食・主菜・副菜がそろっている、又はスマートミールに認証されている（スマートミールの基準「ちゃんと」、「しっかり」のどちらも可とする）

※主食またはおかず単品、サイドメニューのみ等の場合は該当しないものとする。

(2) ヘルシーサポートの提供

次の項目を参考に、健康サービスを2つ以上提供していることを利用者に明示し、各サービスの具体的な内容の表示等を行う。

(表2) ヘルシーサポートの内容

項目	内容
①主食セレクト	主食量の減量、玄米や雑穀米への変更が可能
②減塩サポート	ソースやドレッシング別添え等の対応が可能
③野菜もりもり	野菜单品メニューの販売や、野菜増量が可能
④おかずセレクト	バランスや好みに合わせておかずを組み合わせられる
⑤健康情報提供	県や市からの健康情報の普及啓発に協力できる

(募集)

第5条 市は、市内の弁当・惣菜販売店及び関係団体等への働きかけを通じて広く募集する。

(申請・登録)

第6条 協力店への登録を希望する施設は、うらそえ健康づくり協力店登録申請書(様式第1号)を市へ提出する。

- 2 市は、登録された協力店に対し、登録通知証(様式第2号)及び登録ステッカー等を交付する。
- 3 市は登録名簿を作成し、保管する。

(支援等)

第7条 市は、地域の健康づくりの推進及び食生活改善のため、必要に応じて協力店に登録された施設に対し、巡回や助言を行うとともに、市の広報媒体や保健指導用媒体等での周知や活用を図る。

(経費)

第8条 登録料は徴収しない。ただし、協力事項に要する経費については、登録施設の負担とする。

(登録の変更)

第9条 協力店に登録された施設が、その登録内容に変更があった場合には、変更届(様式第3号)を市に提出する。

- 2 市は、変更届に基づき、登録名簿の変更及び市ホームページに掲載している内容を変更する。

(登録の廃止)

第10条 協力店に登録された施設が登録内容での協力ができなくなった場合には、廃止届(様式第4号)を市に提出し、登録証の掲示を中止する。

2 市は、廃止届に基づき、登録名簿の削除及び市の広報媒体や保健指導媒体等に掲載している内容を削除する。

(登録の取消)

第11条 市は、次の場合は登録を取り消し、名簿から抹消することができる。

(1) 協力店に登録された施設が、第4条で定める協力ができない状況にあることを確認した場合。

(2) その他、登録にふさわしくないと判断された場合。

(3) 浦添市内からの移転や廃業が確認された場合には、廃止届(様式第4号)が提出されていなくても登録の取消を市が行うことができる。

2 市は、登録を取り消した施設へ登録取消通知書(様式第5号)を交付する。

なお、既に廃業等により店舗責任者への通知が困難な場合等には、登録取消通知書の交付を省略できる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月24日から施行する。

2 令和7年11月4日、要綱一部改正施行。

(第11条第1項、第11条第2項)